

平成26年度 第9回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成27年1月22日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成26年度 第9回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成27年1月22日（木）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 井阪晴美 2番 辻本一 3番 下名迫勝實 4番 井手上治己
5番 尾家富千代 6番 柳葵 7番 久保良作 8番 上田静可
9番 中林敬 10番 梶谷廣美

以上10名出席

- 欠席委員

以上0名欠席

- 事務局員 事務局長 松本嘉文
事務局員 門谷佳彦 垣内宏樹

- 関係者

- 議事事項 議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第16号 農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿登載申請に対する意見について
議案第17号 農用地区域から除外する措置について
報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（門谷佳彦）

おはようございます。ただいまより、平成26年度第9回高野町農業委員会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員10名、欠席委員0名です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立していることを報告いたします。

それでは、開会に当たり、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

おはようございます。雨の中、御苦労さまでございます。本日、議案が3件と報告が1件でございます。

その他のところで、先日会長と農業委員会組織改革の状況について、農地台帳の構築についてということで会議に参加してございまして、その報告を後ほどさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

ありがとうございました。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員につきましては、2番、辻本委員、3番、下名迫委員をお願いをいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長、進行をよろしく願いいたします。

柳議長

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、議事に沿って行います。

議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第15号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別添の農地につき、農地法施行令第7条の規定により、農地の転用について許可申請があったので、委員会の可否を求める。平成27年1月22日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに詳細が載っております。

農地の所在、高野町大字・・・宇・・・番外1筆。登記簿地目、畑。現況地目も畑及び田です。申請面積については2筆合計1,304平方メー

トル。農振農用地区分については、農用地区域外でございます。平成26年10月7日に除外の告示をしております。

次の詳細が次のページから以降に載っております。

今回の4条申請は1件でございます。面積は1,304平方メートルで、審査表及び補足説明資料の14のとおりでございます。

現地調査につきましては、平成27年1月8日に担当委員の井阪晴美委員と行っております。委員より後ほど後報告があるかと思えます。

申請地につきましては、高野町役場富貴支所から北へ約300メートルに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、畑、現況は同じでございます。

ここに載っております第三種の判定をしてあるシートが3枚目後に、カラー刷りのA4で立地基準シートというふうになっております。この立地基準シートに基づいて判定をした結果の農地区分でございますので、御確認ください。

申請人は、大阪府・・・・在住の・・・・氏でございます。今回の転用の目的としましては、所有者が遠方であることかつ、後継者がなく、農業収入の減少にかわる収入を確保しようと太陽光発電設備を建設しようと考えたところ、申請地は自宅に隣接しているため、適地であると考え本申請にいたっております。計画によると、所要面積1,304平方メートルで太陽光パネルを432枚を設置をする予定となっております。

排水については、雨水のみであり、西側農業用排水路に放水し、その他の雨水等は、地下に自然浸透させるという計画でございます。

また、排水の処理に関しての同意については、隣接所有者及び・・・・区長の同意書が添付をされております。隣接農地は4筆ありますが、全て4筆とも同意をいただいております。

現在調査を行ったところ、転用による周辺農地への影響はないと判断をしております。周辺農地との境にはフェンスを設置する計画となっております。

事業に要する経費は、合計で・・・・万・・・・円と見積もられております。この金額においても、融資証明書及び残高証明書が添付され、費用の確保も計画できていると判断をしております。

その他でございますが、あとは添付する必要書類については全て完備をしております。

以上について、農地転用許可基準に照らし合わせて審査いたしました結果、転用の実現も確実と思われることから、許可相当と判断しておりますので、御審議よろしくお願いをいたします。

柳議長

ありがとうございました。

続きまして、現地報告について担当委員による現地報告をお願いいたします。

井阪委員

はい、1番井阪です。

番号1について、平成27年の1月8日、事務局の垣内主事とともに現地調査を行いました。

当該申請地においては、周辺農地も含めて条件の非常に悪い農地であり、申請人にあっても不在地主であり、今後も管理することが見込めません。また、計画も周辺の農地に影響は少ないと考えられますので、現地において農地法第4条の許可相当と考えております。報告終わります。

柳議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局並びに担当委員による報告がありましたが、何か御質問などございませんか。ございませんか。

井阪委員

はい、1番井阪です。

済みません、これ、私、ここ調査に行ったんですけど、これ水の流れるところがちょうど2カ所水路がありまして、畑と田との間に一つと、うちの田んぼのつくってるところにもう一本水路あるんですけど、U字溝を入れるって話、西田さんが言っておられたんですけど、どっちもU字溝入れてくれはるんかしらと思ひまして。

事務局（門谷佳彦）

当初、U字溝を入れる計画しておったんですが、事業規模を縮小することによって、その水路を横断することがなくなったので、U字溝を設置する計画はなくなりました。当初もっと面積が大きかって、奥の写真を添付させていただいております・・・の写真の、一番上の写真のちょうど木の生えた箇所があるかと思うんですが、この辺付近まで太陽光発電の設備をするということで、転用許可申請が出てきたんですが、農振の除外ができない要件になりますので、この部分についての事業を取りやめて、今の現在の申請に変更したという経緯があって、そのときにこの間、ちょうど現状の水路をまたいで造成する感じの計画になってたので、そのときには西田さん、申請者本人のほうからU字溝設置をして、横断するところの部分を設置して、ついでにもう周辺も隣接するところ設置する計画をしておったんですが、今回設置に当たってもうしないようになりました。

井阪委員

畑とこの田んぼとの間に水路あるのは、埋まってしまうわけですか。

事務局（門谷佳彦）

埋まることはないですね。基本的に土砂を持ってきて埋めるという計画ではなくて、現状の田んぼの高さのところを改良剤を入れて、もう一度締め固めをし直して、整地をするっていう形なので、高さを言うたらいわば耕作しとる面積の中に今回の太陽光の設備をおくっていう感じなんで、そ

の畦畔であるのを潰すとか、また盛り直すっていうことはしないということなので、影響はないということでございます。

井阪委員 はい、わかりました。

柳議長 ほかにはないですか。
なかつたら、第15号議案、可決してよろしいでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

柳議長 ありがとうございます。なければ、可決したいと思います。
それでは、次にいかせてもらいます。
第16号議案です。農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿搭載申請に対する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局（垣内宏樹）

議案第16号、農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定による選挙人名簿搭載申請に対する意見について。

平成27年1月1日現在で調整される高野町農業委員会委員選挙人名簿の搭載申請を、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、内容の審査を行い、高野町選挙管理委員会に送付する意見を付せられたい。平成27年1月22日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

本案は、農業委員会等に関する法律第10条第1項の規定に基づいて、選挙人名簿の審査を求めるものです。

農業委員会委員選挙人名簿の調製につきましては、農業委員の選挙を有する者は、毎年1月1日現在により、同月10日までに、申請書を農業委員会へ提出しなければならない。

また、農業委員会は申請書に記載された事項について、審査を行い1月31日までに選挙管理委員会へ意見を附して送付しなければならないことになっております。

選挙権を有する者とは、次の3つの要件を全て満たしている人です。1つ目は、高野町内に住所を有しているもの。2つ目は、年齢が20歳以上の者。3つ目は、10アール以上の農地につき耕作の業務に営む者、あるいは、その者の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上の耕作に従事する者。この3つの要件を全て有しているものが有権者となると規定しています。

また、申請書を提出しないものがあるときは、同法施行令第3条第3項において、農業委員会の職権により、申請書にかわるべき文書を作成し、選挙管理委員会へ提出することができるとされています。

審査には、先に説明しました、3つの要件を基準に審査していただきたいと思っております。なお、事務局では、農家台帳及び住民基本台帳をもとに申請書の調製を行ってききましたが、農業委員の皆様には、3つ目の要件である農家の実態として、耕作日数、耕作面積、家族の同居や同一生計の有無などわかる範囲で審査をお願いいたします。

以上が選挙人名簿登載申請書の農業委員会の審査をお願いするものでございます。

今後のスケジュールは、選挙管理委員会において、その申請書に基づき、2月20日までに住民基本台帳と照合し、農業委員会委員選挙人名簿の調製を済ませ、2月23日から15日間縦覧され、3月31日をもって確定されます。

現在の集計では、申請戸数は85戸。前年は93戸ございました。有効戸数は84戸。前年は93戸です。無効戸数1戸。前年はゼロ戸です。職権搭載戸数有資格者数戸数は8戸。これは前年10戸ございました。有資格者の戸数は91戸で、前年は93戸となっております。有資格者の人数は179人、うち男92人、女82人で、これは前年は185人、うち男98人、女87人となっております。

以上、審議よろしくをお願いいたします。

柳議長 　　ただいま事務局より説明ありましたが、皆様質問などございませんか。特になければ、第16号議案は可決してよろしいでしょうか。

各委員 　　（「異議なし」の声あり）

柳議長 　　ないようですので、第16号議案は可決といたします。
　　続きまして、第17号議案、農用地区域から除外する措置について、事務局説明をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

議案第17号、農用地区域から除外する措置について、別添のとおり、高野町長より農業振興地域の整備に関する法律、第13条第1項の規定に基づき変更するため、同法施行令、第3条の規定により、農業委員会の意見を求める。平成27年1月22日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページに、農業地区域から除外する項目でございます。除外する所在地、高野町大字・・・字・・・番、ほか1筆でございます。

登記簿地目及び現況地目は、それぞれ畑。除外面積、2筆合わせまして、1,440平方メートル。

除外目的等については、太陽光発電設備の設置。申請者の住所氏名、和歌山県伊都郡高野町大字・・・番地・・・・・・。申請者との関係は、本人でございます。

場所につきましては、もう一部後ろのほうに載っております。富貴の小学校のプールの付近でございます。

今回の案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に基づく変更を行うため、同法施行令第3条に基づく本会に対する意見照会でございます。

通常農業振興地域の除外には、法第13条第2項の次の要件を満たす必要がございます。その要件につきましては、もう1ページ後ろに、各項目の説明事項というふうに書いてある、変更事由の法13条第2条、各号を満たすと判断した理由という項目があります。この5要件に当てはまるということでございます。この5要件を満たすことと判断しておるところでございます。

まず、第1号の要件として、除外後直ちに転用を行う予定であり、不要不急の用途に供するものではない。また、周辺の営農環境に配慮した計画であり、現在の農業所得と同等の所得を維持するための土地が必要である。また、別紙のとおり代替地を検討したが、条件等を考慮すると農用地区域以外に適当な土地がなかったということでございます。

代替地につきましては、その横に書いてあるところでございます。代替地ほか、検討したら面積が小さいであるとか、宅地であるため面積が小さい。山林であっても面積が小さくて実質的な事業が困難であるという理由から、本申請地を選定したということでございます。

第2号要件については、西側が町道・・・線、南側が住宅等に接することから集団農地の緑辺部であり、新たに太陽光発電設備が設置されることで、営農環境に支障が生じるとは認められない。また、新たに基盤整備事業等の予定がないということでございます。

次に、第3号の要件としては、周辺の農地を耕作する農業者に当該農地を利用集積する意向がないため、農用地の利用集積に支障を及ぼさないということでございます。

4号要件、既存の用排水路が存在しているが、雨水のみの排水であることから既存用排水路の機能に支障を及ぼす恐れがないということでございます。

5号要件については、土地改良事業を実施しているか否かのことでございますので、本町については実績がございませんので、ございません。

以上の5要件が全て合致していることから、農業振興地域の目的達成に影響が少ないことから、事務局としてはやむを得なく同意できると判断しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

柳議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。

皆様から御質問などございませんか。ないようですので、17号議案は可決としてよろしいでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

柳議長 次は、報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局よりよろしく願いいたします。

事務局 (垣内宏樹)

報告第10号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について。農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届け出があったので報告します。平成27年1月22日提出。高野町農業委員会会長、柳葵。

次のページごらんください。

別添議案書のとおり3件の届け出がございまして、農林水産省令の定めにより、申請者に受理通知書を交付いたしました。以上でございます。

柳議長 ありがとうございます。

今の事務局の説明ありましたが、御質問などございませんか。なければ、御質問がないようですので、承認いただきたいと思えます。

各委員 (「異議なし」の声あり)

柳議長 以上をもちまして、全ての議案は終了しました。
事務局より委員の皆様へ、ほかに何かございませんか。

事務局長 先日10月15日に、農業委員会・事務局長の合同会議というものが和歌山市内でございまして、会長と私でいきました。

ここの議題につきましては、農業委員会組織改革の進捗状況についてということと、農地台帳の整備の構築等についてということとでございました。

一つ目の農業委員会の進捗状況についてはございまして、国のほうでは農業委員会等の組織改革等農協改革等、この3つを6月の通常国会で成立させたいようであるということとでございました。

それで成立すれば、施行されるのが11月か12月ごろになるということで、その法案の内容の詳細につきましては、まだわからないということとでございまして。それまでにいろいろ会議がございまして、その中からちょっと推測しますとというふうなお話だったんですけども、いろいろあったんですけども、農業委員会の組織ということで、今まで具体的な現況制度みたいな教育委員による選任制度であるということとでございました。

これは、選挙による委員が全国で選挙しているのが10%であるためというふうなことでございまして。それに伴いまして、今後は議会の同意を要する市町村の専任されるというふうとでございました。その際には事前に地域から人事選考等行うということとです。

それと、実質、そういうことになりますと、今の委員さんが約半分になるということをございまして、今、10人であれば5人程度になるのかなと。その中には農地に利害関係のない学識経験者の方もおいでいただいているということをございました。

その農業委員会は農地に関する許可申請のほうを、その辺のところを重点的にしていただくということです。また、それと違ひまして、それとは別に農地利用最適化推進委員会、仮称ではございますが、そういうふうな委員会も設けると。それは何をするのかと云ったら、農地・・・の利用状況調査と、その辺のところを重んじていただくというふうなことでございしました。

ですから、国の場合は昨年7月やったんかな。その3年後になるので、平成29年に・・・ですけども、いろいろあったんですけども、主なところはそういうとことをございました。

あと、農地台帳の整備公表システムの構築等についてということ、事務局のほうで来年の4月1日には公表できるようなことで進めているわけですが、これからもいろいろ問題があるようでございまして、公表にたえられないような市町村がたくさんあるようでございます。けれども、4月1日にはとりあえず公表出せということをございますので、うちとしましても皆様と御相談しながら、どこまで公表するのかというところを相談して進めていきたいなと思っております。とりあえず、以上のようなお話でございました。

柳議長 ほかに御質問ございせんか。ないですか。

事務局（門谷佳彦）

済みません、次ですが、先ほどの合同会議の中でも言われとったみたいでございまして、全国農業新聞の購読をしていただくということなのです。

農業委員会等に関する法律第6条第5項のところに、農業委員会の委員さんとかが農業及び農林に関する情報活動をなさよということが明記されており、その手段の方法の一つとして、全国農業新聞を購読をしていただくというふうになるようお願いしたいと思います。

年間の購読料なんです、月額600円で、今、7,200円、年間いります。4月より大変申しわけないんですが、月額700円に、100円上がりますので、8,400円、年間になります。

発行は毎週金曜日の月4回を送られてきます。内容につきましては、いろんな農地法の云々かんぬんとか、農業行政に関すること、施策のことを中心に載ってますし、いろいろ特徴のある週刊新聞になっていると云うことがあります。

和歌山県農業会議のほうから、ぜひともお願いをしたいということをございまして、全国の農業委員会の組織の中で、和歌山県だけが委員さんと

られてない状況があると。特にというか、・・・では本町だけらしいんで、委員報酬も以前よりぐんとじゃなくて少し上がっておりますので、そちらをこの8, 400円分充てていただくということで、事務局のほうも委員さんに薦めて事務局とらんというわけにもいかないので、事務局のほうも一度廃止になった農業新聞を復活をして、新聞をとりたいというふうに考えておりますので、お手元に申し込み依頼書というものがございますので、済みませんがお手持ちに、農業会議の都合なんか、JAの口座を全く持たれてないっていう委員さん、おられますでしょうか。いてないですね。できればJAの口座を使っていただくと、手数料がかからないみたいな感じなので、JAの口座。うち、本会は井手上委員さんだけがとっていただいておりますので、ぜひとも済みませんが購読をしていただきたくお願いをしていただきますようお願いいたします。

また、申込用紙を富貴の委員さんは支所のほうに出していただいても構いませんし、取りに来いって言ったら僕ら取りに行きますので、ぜひともというか、済みません申し込んでくださいというお願いでございます。検討をしていただくというか、決定してくださいというお願いです。

柳議長

ほかに御質問ございませんか。ないですか。

なければ、閉会したいと思います。

以上、農業委員会定例会議を終了いたします。ありがとうございました。

*****午前10時50分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成27年2月6日

会 長 _____

署名委員 2番 _____

署名委員 3番 _____

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。